

（５）土地所有の状況

願成就院跡、伝堀越御所跡、北条氏邸跡（円成寺跡）は、２－２で記述したとおり、発掘調査によって、国の史跡指定を受けた。また、指定に伴って各史跡の公有地化が進められた。

各史跡の指定面積等は、表２－１０のとおりである。以下、各史跡の土地所有等の現況について記述する。

表２－１０ 各史跡の指定地面積

史 跡	所在地	指定面積	備 考
願成就院跡	伊豆の国市寺家	5 2, 6 3 7. 8 2 m ²	
伝堀越御所跡	伊豆の国市四日町・寺家	2 7, 2 8 2. 9 9 m ²	
北条氏邸跡（円成寺跡）	伊豆の国市寺家・中條	4 6, 8 7 2. 6 1 m ²	平成 27 年度公有地化完了

①史跡願成就院跡

伊豆の国市、宗教法人願成就院、宗教法人守山八幡宮の用地となっている。現在、史跡内においては居住実態のある民家等は所在しておらず、各所有者によって日常的な管理がなされている。

宗教法人願成就院、宗教法人守山八幡宮は現在でも宗教活動が行われている空間であるとともに、観光客が多く訪れる市内屈指の観光地でもある。塔跡周辺が市所有地となっているが、案内板を設置しているものの、十分な活用には至っていない。

表２－１１ 史跡願成就院跡 指定地番表

所在地	現 況	告示当初
伊豆の国市寺家字守山	1204 番の 1	1204 番の 1、1204 番の 2、 1204 番の 3、1204 番の 4、 1205 番、1213 番の 1
	1206 番	1206 番
	1207 番	1207 番
	1211 番	1211 番
	1212 番の 1	1212 番の 1
	1212 番の 2	1212 番の 2
	1212 番の 3	1212 番の 3
伊豆の国市寺家字池島	48 番の 2	48 番の 2
	48 番の 3	4 8 番の 3
	81 番	81 番
	82 番の 1	82 番の 1
	82 番の 2	82 番の 2
	82 番の 3	82 番の 3
	83 番の 1	83 番の 1
	83 番の 2	83 番の 2
	83 番の 3	83 番の 3
	83 番の 4	83 番の 4
	83 番の 5、83 番の 6	83 番の 3
	84 番	84 番
	85 番の 1	85 番の 1
	85 番の 3	85 番の 3
	86 番	86 番



図 2-15 史跡願成就院跡 所有者別区分図

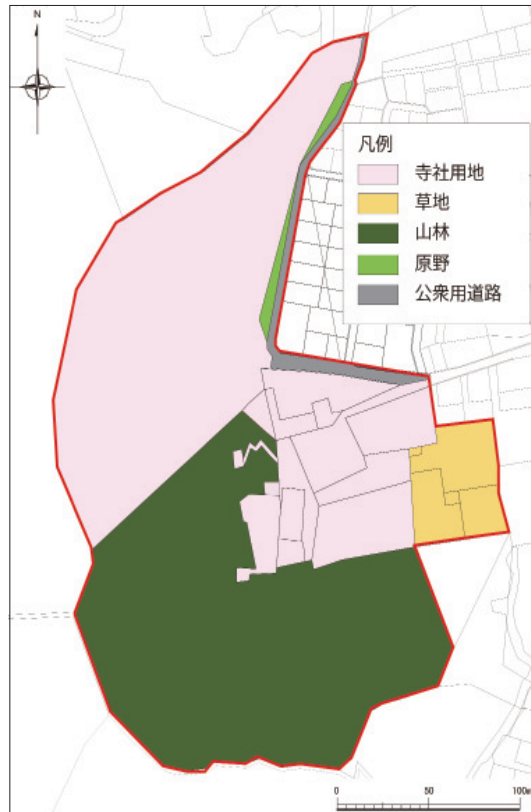


図 2-16 史跡願成就院跡 土地利用現況図

②史跡伝堀越御所跡

指定地は、伊豆の国市、個人民有地（畑地一筆）となっている。

指定地のほぼ中央に市道が東西に横断しており、二分割した形になる。発掘調査は、北側部分にて行われ、園池遺構が検出されているが、南側部分は未実施である。

表 2-12 史跡伝堀越御所跡 指定地番表

所在地	現 況	告示当初
伊豆の国市四日町字 御所之内	933 番	933 番
	934 番の 1	934 番の 1
	934 番の 2	934 番の 2
	939 番の 1	939 番の 1
	939 番の 2	939 番の 2
	939 番の 8	939 番の 8
	939 番の 9	939 番の 9
	939 番の 13	939 番の 13
	961 番の 2	961 番の 2
	963 番の 2	963 番の 2
	965 番の 1、965 番の 5	965 番の 1、965 番の 5
	965 番の 2、965 番の 6	965 番の 2
	965 番の 3、965 番の 7	965 番の 3
	965 番の 4、965 番の 8	965 番の 4
	966 番の 2、966 番の 3	966 番の 2
	967 番の 1	967 番の 1
	967 番の 3	967 番の 3
	968 番	968 番
	969 番の 1	969 番の 1

第二章

史跡指定等の概要

所在地	現 況	告示当初
伊豆の国市寺家字御産所	18 番	18 番
	19 番の 1	19 番の 1
	20 番の 3	20 番の 3
	20 番の 6	20 番の 6
	20 番の 7	20 番の 7
	23 番の 3	23 番の 3
伊豆の国市寺家字守山	1217 番の 2	1217 番の 2
	1217 番の 3	1217 番の 3
	1217 番の 4	1217 番の 4
	1217 番の 5	1217 番の 5
	1217 番の 6	1217 番の 6
	1217 番の 7	1217 番の 7
	1217 番の 8	1217 番の 8
	1217 番の 10	1217 番の 10
	1217 番の 12	1217 番の 12
	市道 2－19 号線、2－20 号線、137 号線、143 号線、144 号線、145 号線、146 号線、283 号線、287 号線の道路敷を含む。	町道 2－19 号線、2－20 号線、137 号線、143 号線、144 号線、145 号線、146 号線、283 号線、287 号線の道路敷を含む。

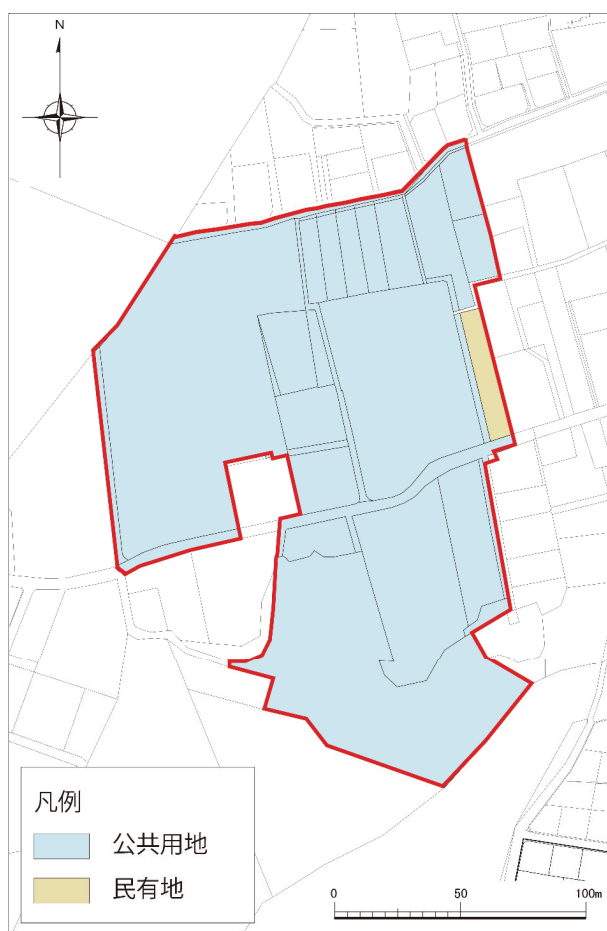


図 2－17 史跡伝堀越御所跡 所有者区分図

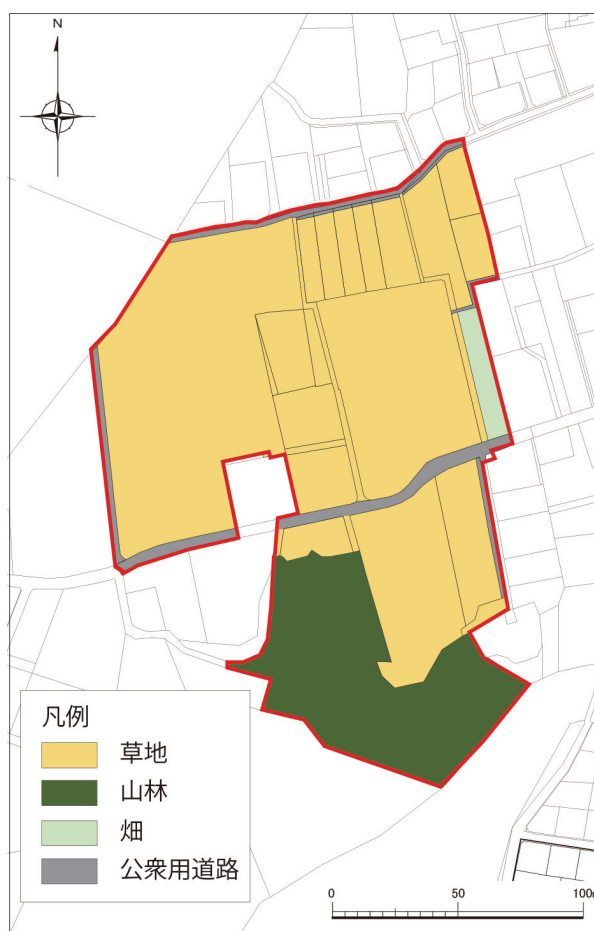


図 2－18 史跡伝堀越御所跡 土地利用現況図

③史跡北条氏邸跡（円成寺跡）

伊豆の国市の用地となっており公有地化が完了している。現在、伊豆の国市が日常的な管理を行っている。指定地の大半は、山林が占める。

表 2－13 史跡北条氏邸跡（円成寺跡）指定地番表

所在地	現 況	告示当初
伊豆の国市寺家字御産所	9 番の 1	9 番の 1
	9 番の 2	9 番の 2
	12 番の 2	12 番の 2
	16 番	16 番
	17 番の 9	17 番の 9
伊豆の国市寺家字守山	1224 番の 1、1224 番の 2 1224 番の 3、1224 番の 4	1224 番
	1217 番の 9	1217 番の 9
	1218 番の 1	1218 番の 1
	1219 番の 1	1219 番の 1
	1219 番の 2、1219 番の 10	1219 番の 2
	1219 番の 3	1219 番の 3
	1219 番の 4	1219 番の 4
	1219 番の 5	1219 番の 5
	1219 番の 6	1219 番の 6
	1219 番の 7	1219 番の 7
	1219 番の 8	1219 番の 8
	1219 番の 9	1219 番の 9
伊豆の国市中條字上河原	210 番の 1	210 番の 1
	寺家字御産所 16 番接する道路敷及 び寺家字守山 1217 番の 1 と同一 1218 番の 1 の北側に接する道路敷	寺家字御産所 16 番接する道路敷及 び寺家字守山 1217 番の 1 と同一 1218 番の 1 の北側に接する道路敷

第二章

史跡指定等の概要

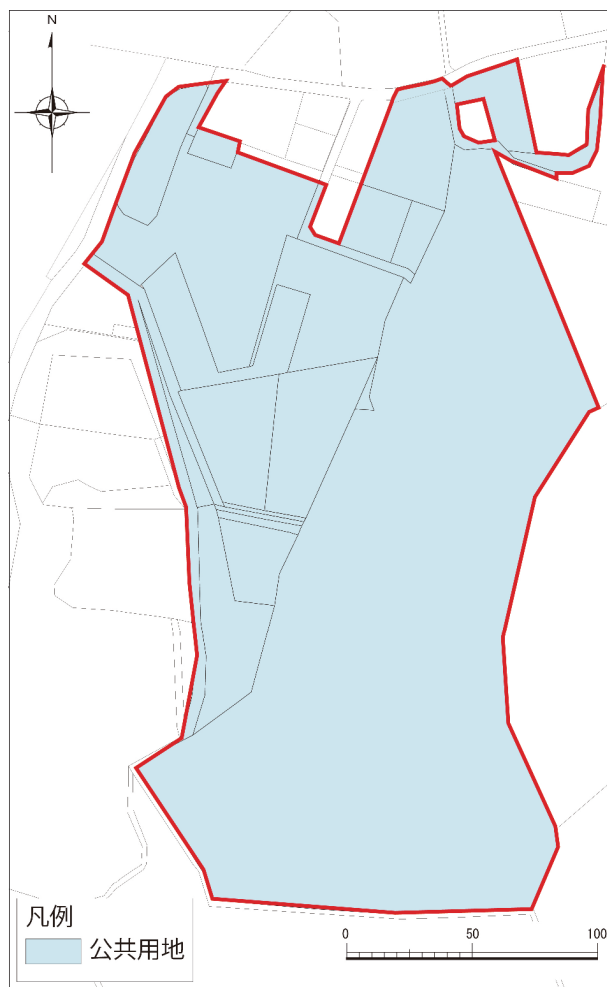


図 2 - 19 史跡北条氏邸跡（円成寺跡）所有者別区分図

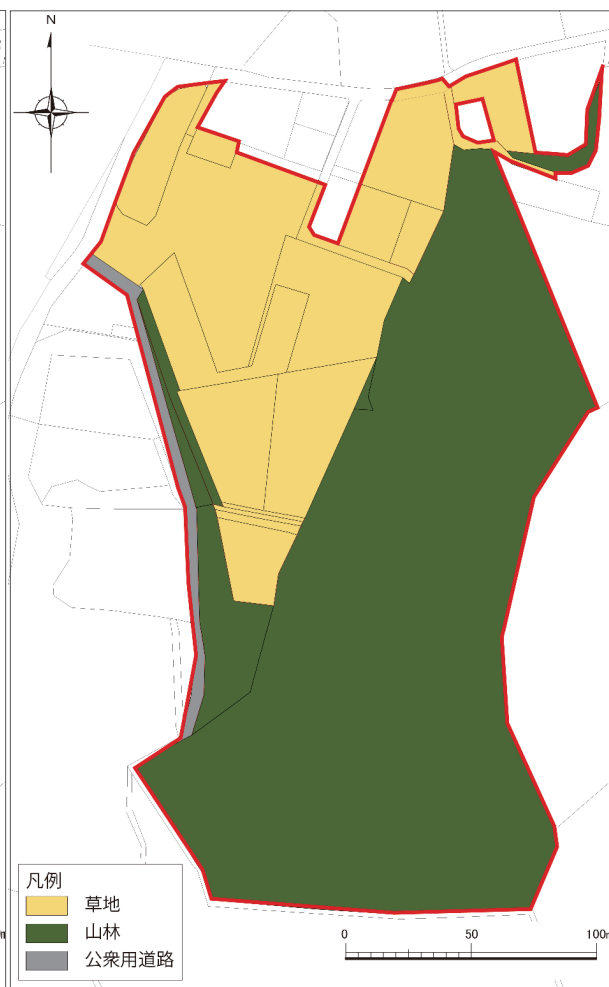


図 2 - 20 史跡北条氏邸跡（円成寺跡）土地利用現況図

（6）現状変更許可の状況

史跡願成就院跡については、指定依頼 24 件の現状変更申請が行われている。内訳は、宗教施設の改修や増築など、宗教活動に関連するものとそれに関連する事前の発掘調査 14 件、道路や電柱の改修工事など、公共工事に関連するもの 7 件、木竹の伐採など環境整備に関連するもの 2 件、史跡整備に関連するもの 1 件となっている。

表 2 - 14 史跡願成就院跡の現状変更

申請者	許可者	申請日	許可日	内容	備考
葦山町長	文化庁長官	S50.4.21	S50.6.9	道路舗装等	
葦山町長	文化庁長官	S50.4.21	S50.6.24	簡易舗装、側溝設置	
宗教法人願成就院	文化庁長官	S49.10.20	S49.11.29	庫裡の増築	
宗教法人願成就院	文化庁長官	S55.7.18	S55.12.9	石柵改修他	
宗教法人願成就院	文化庁長官	S56.11.9	S57.1.13	石製十三重塔設置	
宗教法人願成就院	文化庁長官	S57.7.5	S57.9.10	墓地造成に伴う発掘調査	願成就院跡第 5 次調査
宗教法人願成就院	文化庁長官	S57.7.5	S58.1.12	墓地造成	
宗教法人願成就院	文化庁長官	S62.3.3	S63.11.1	収蔵庫兼資料館建設及び本堂庫裡増改築	
葦山町長	文化庁長官	H13.3.14	H13.4.20	下水道管埋設	史跡北側町道の埋設
宗教法人願成就院	文化庁長官	H16.2.9	H16.3.19	トイレ建替え	

申請者	許可者	申請日	許可日	内容	備考
伊豆の国市長	伊豆の国市教育委員会	H18.8.18	H18.9.19	道路舗装等	歩道整備
伊豆の国市長	伊豆の国市教育委員会	H19.10.22	H19.10.25	既設ポールの改修	木柱から金属ポール(市所有地)
宗教法人願成就院	文化庁長官	H20.6.12	H20.7.18	墓地造成に伴う発掘調査	
宗教法人願成就院	文化庁長官	H20.8.5	H20.9.3	大御堂耐震工事のボーリング	
宗教法人願成就院	文化庁長官	H20.8.29	H20.9.26	墓地造成	
宗教法人願成就院	文化庁長官	H21.2.18	H21.3.19	発掘調査	大御堂須弥壇改修に伴う
伊豆の国市長	伊豆の国市教育委員会	H21.3.31	H21.4.1	防災施設の仮設物設置	大御堂須弥壇改修に伴う
宗教法人願成就院	文化庁長官	H21.6.23	H21.7.17	須弥壇設置	
東京電力株式会社	伊豆の国市教育委員会	H22.3.26	H22.3.30	電柱支線工事	宗教法人守山八幡宮境内
西日本電信電話株式会社	伊豆の国市教育委員会	H24.9.24	H24.10.4	電柱支線工事	市所有地
宗教法人願成就院	伊豆の国市教育委員会	H25.2.4	H25.2.8	石張改修工事	
伊豆の国市長	伊豆の国市教育委員会	H27.1.29	H27.2.2	案内板新設工事	市所有地

史跡伝堀越御所跡については、指定以来9件の現状変更申請が行われている。内訳は、民間業者の施設改修に関するもの1件、水道施設等の改修など、公共工事に関連するもの4件、老朽化したフェンスの撤去や既存施設の撤去等の環境整備に関連するもの4件となっている。

表2-15 史跡伝堀越御所跡の現状変更

申請者	許可者	申請日	許可日	内容	備考
電源開発健康保険組合	静岡県教育委員会	H5.10.19	H5.12.28	保養所施設の増築	
韮山町	静岡県教育委員会	H 7.12.14	H8.1.31	安全フェンスの改修	
電源開発健康保険組合	文化庁長官	H16.4.5	H16.6.28	保養所施設の解体撤去	
伊豆の国市長	伊豆の国市教育委員会	H18.8.18	H18.9.19	道路舗装等	歩道整備
伊豆の国市長	伊豆の国市教育委員会	H19.11.7	H19.11.9	水道管付設替工事	史跡南側
東京電力株式会社	伊豆の国市教育委員会	H21.6.15	H21.6.16	電柱改修工事(史跡北側)	
伊豆の国市長	伊豆の国市教育委員会	H22.10.7	H22.10.8	既設フェンス老朽撤去	史跡北側の既設構造物、樹木
伊豆の国市長	伊豆の国市教育委員会	H23.10.3	H23.10.6	危険樹木伐採	史跡北西側
株式会社アキタ	伊豆の国市教育委員会	H27.6.1	H27.6.3	配水管・下水管新設	史跡北側

史跡北条氏邸跡（円成寺跡）については、指定以来 9 件の現状変更申請が行われている。内訳は、道路補修及び防災施設等の設置など、公共的側面が強いもの 4 件、既存施設の撤去など環境整備に関連するもの 2 件、遊歩道の整備や標柱の設置など整備に関するもの 2 件となっている。

表 2－16 史跡北条氏邸跡（円成寺跡）の現状変更

申請者	許可者	申請日	許可日	内容	備考
伊豆の国市長	文化庁長官	H18.7.19	H18.9.28	発掘調査	
伊豆の国市長	文化庁長官	H18.8.18	H18.9.28	道路舗装等	歩道整備
伊豆の国市長	文化庁長官	H19.12.3	H19.12.20	発掘調査	
伊豆の国市長	文化庁長官	H20.11.4	H20.12.12	発掘調査	
伊豆の国市長	文化庁長官	H21.11.24	H21.12.11	発掘調査	
伊豆の国市長	伊豆の国市教育委員会	H22.12.8	H22.12.13	既設展望台撤去および設置	守山展望台の老朽に伴う
伊豆の国市長	伊豆の国市教育委員会	H22.12.13	H22.12.15	既設仮設フェンス撤去	
伊豆の国市長	伊豆の国市教育委員会	H25.10.28	H25.11.5	史跡標柱設置工事	
寺家区長	伊豆の国市教育委員会	H26.1.6	H26.1.8	防火ホース格納庫設置	
伊豆の国市長	伊豆の国市教育委員会	H27.11.2	H27.11.10	消火栓改修工事	史跡北側
伊豆の国市長	伊豆の国市教育委員会	H28.5.27	H28.6.1	既設プレハブ撤去	既設構造物の撤去
伊豆の国市長	文化庁長官	H29.7.7	H29.9.15	発掘調査	
伊豆の国市長	文化庁長官	H29.11.14	H29.11.30	発掘調査	上記の期間変更
伊豆の国市長	文化庁長官	H30.1.16	H30.1.31	発掘調査	上記の期間変更
伊豆の国市長	文化庁長官	H30.2.5	H30.3.9	発掘調査	平成 30 年度の発掘調査

2-3 指定に至る調査成果

(1) 伊豆の国市と守山中世史跡群の位置

伊豆の国市は、静岡県東部伊豆半島の付け根部に位置し、北は函南町、東は熱海市、伊東市、西は沼津市、南は伊豆市が接する。市域は総面積 94.71km²である。東海道新幹線三島駅からは、伊豆箱根鉄道駿豆線が接続している。

また、自動車では東名高速道路の沼津 I.C.、新東名高速道路長泉沼津 I.C から、伊豆縦貫自動車道を通じて約 30 分で市内に入ることができる。

3 史跡が位置する公共交通機関の鉄道最寄駅は、伊豆箱根鉄道韮山駅であり、駅から守山中世史跡群まで徒歩約 20 分を要する。道路交通は、下田往還（下田街道）をほぼ踏襲する国道 136 号が史跡の東側を通る。東海道新幹線、東名高速道路等の利用により、首都圏からの交通に恵まれた環境である。

また、史跡韮山反射炉の世界文化遺産登録を契機として、伊豆箱根鉄道伊豆長岡駅を発着点とし、韮山反射炉、国重要文化財江川家住宅、該当 3 史跡を循環する観光周遊型韮山反射炉循環バスが運行している。

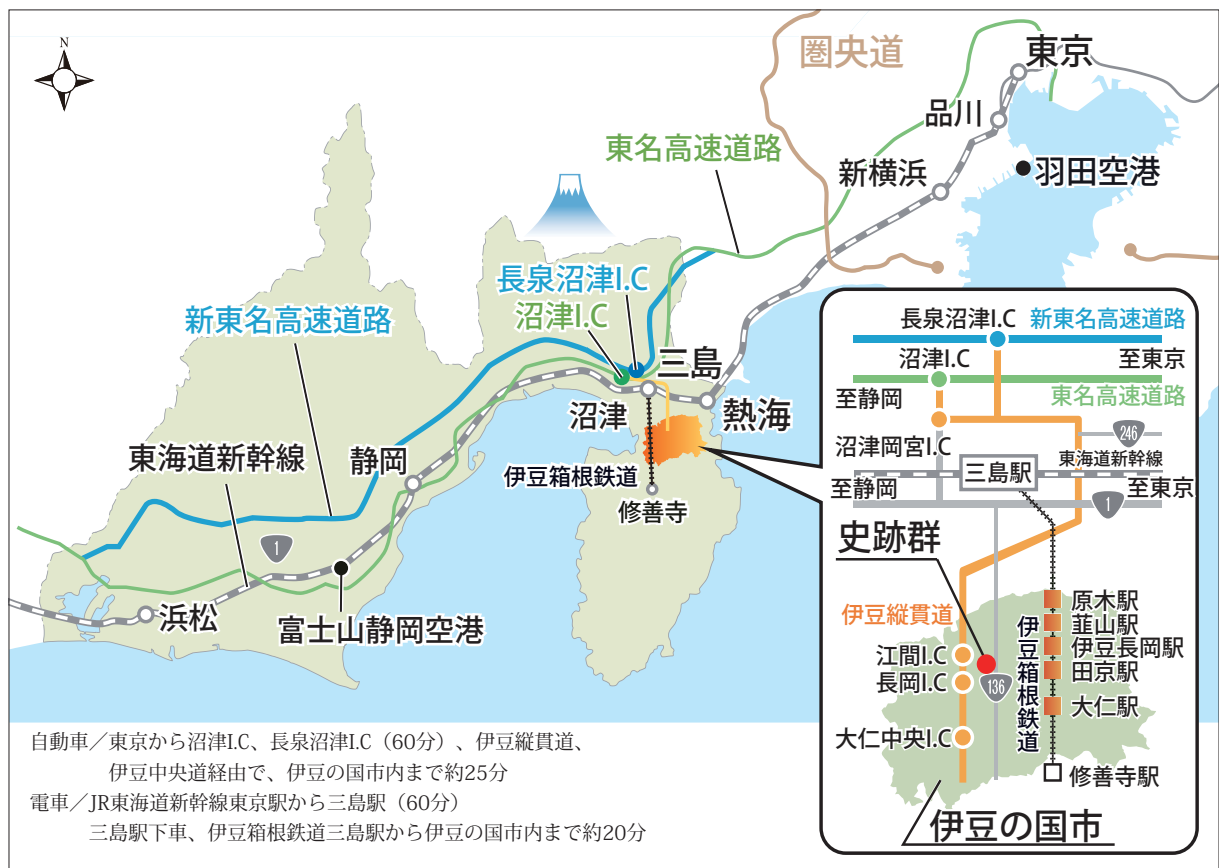


図 2-21 守山中世史跡群の位置

（２）自然的調査の成果

①地形と地質

市域の北東端には、多賀火山山地の最高地点である玄岳（標高 798 m）が位置し、市域の北東側から南東側にかけて山地（標高 600 m 以上）が連なる。また、狩野川左岸は沼津市香貫山から市内大仁地区の城山（標高 342m）まで連続する静浦山地がある。市域は、南北に縦断する狩野川によって形成された自然堤防、段丘、低地など、市域の 1/3 を田方平野の沖積地が広がる。

伊豆半島の基盤は、第三紀前期中新世に堆積した湯ヶ島層群であり、その上部は白浜層群相当の海底火山の堆積物、凝灰岩が分布する。これらは静浦山地の基盤を構成し「静浦層群」と総括される。静浦層群は地質、特長があり、江の浦凝灰岩層とよばれている。

地質時代新第三紀鮮新世（510 万年前から 160 万年前）に、静浦層群一江の浦凝灰岩層を貫く内浦火山角礫岩類の貫入がみられ、その後、陸化、浸食が進むと、柔らかい凝灰岩基盤は削りとられ、硬質の角礫岩が残り、現在の自然風景になる凸凹の静浦山地の原形となった。角礫岩類は、市の象徴的な城山の石英安山岩、長岡の集塊岩などは、この現れである。

史跡が隣接する守山は、江の浦凝灰岩層を部分的に残す石英安山岩から成る。石英安山岩は、表面が小さな石英結晶によって構成される。ウルム氷期（1 万 8 千年前）の海水面が減少によって南江間の大男山山塊から切り離されたと考えられる。縄文時代早期の海面上昇である「縄文海進」により、守山付近は「古狩野湾」が形成された。やがて「古狩野湾」が地質、気候変動により陸地化し、守山は田方平野の沖積地に残丘として残り、現在の景観となった。

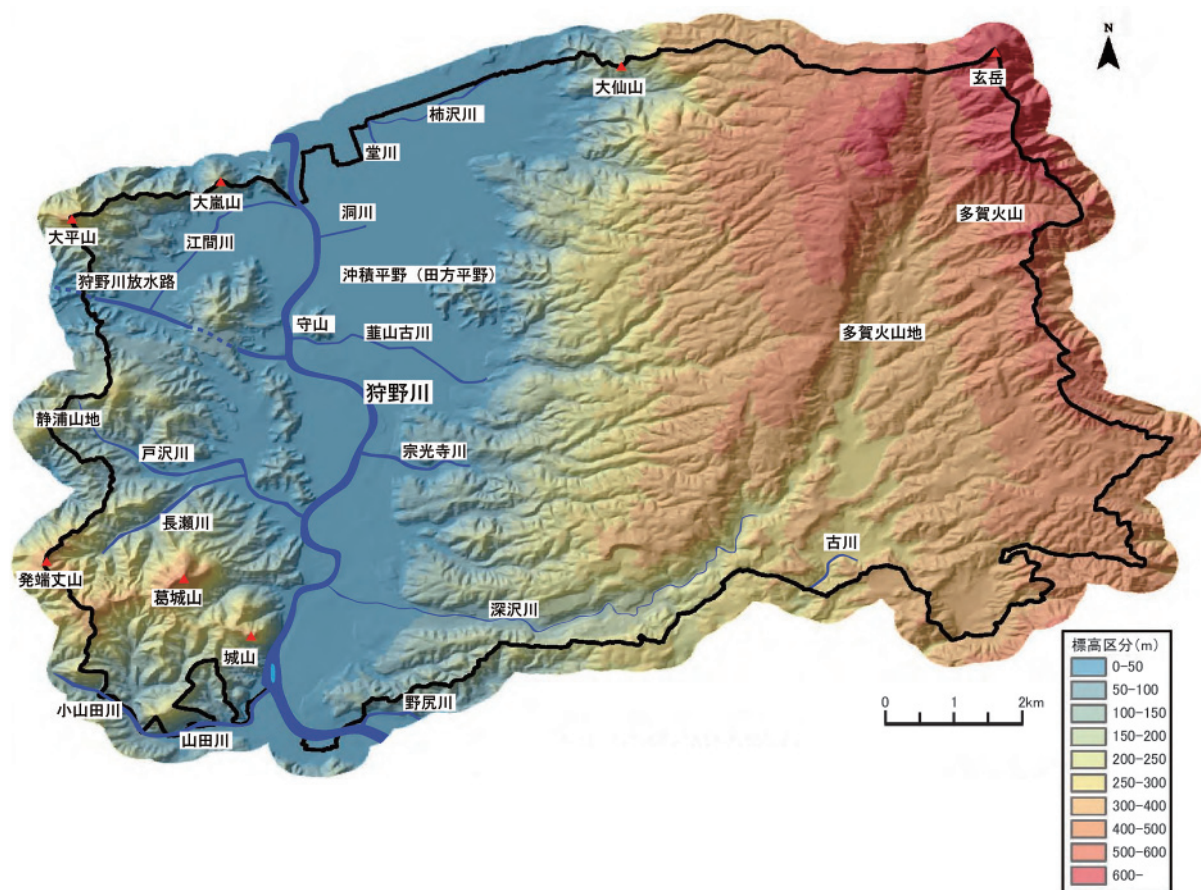


図 2 - 22 伊豆の国市における標高区分図

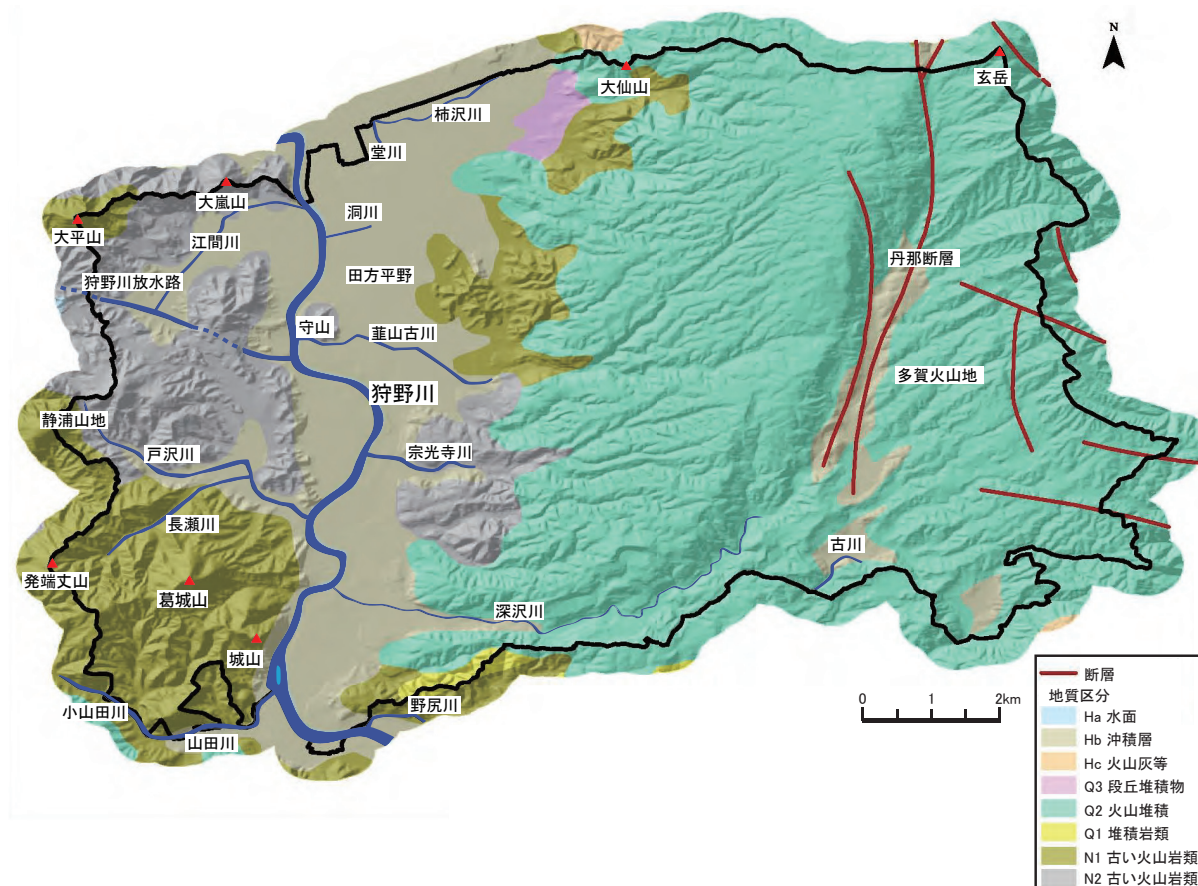
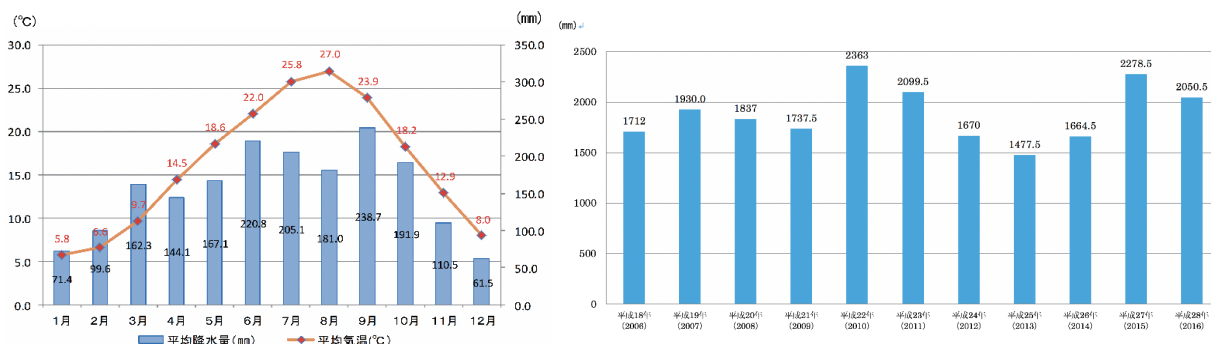


図 2-23 伊豆の国市における地質区分図

また、伊豆半島特有の安山岩、凝灰岩は、工作物・建造物の石材として利用され、慶長 9 年（1604）～寛永 13 年（1636）の江戸城大改修時には、石垣などの大型石材を供給した。平成 23 年（2011）～平成 26 年（2016）に静岡県教育委員会によって実施された石丁場遺跡の総合調査では、市域には 20 か所の石丁場が確認されている。守山においても、文政 6 年（1823）の『石山年季証文之事』に「圓成寺郷山石丁場」とあり、近代においても橋材、狩野川の新河岸堤防の石垣として用いられた。

②気候

伊豆の国市が位置する北伊豆地域は、年間平均気温は 15.9℃で、年間降水量は約 1,875mm である（観測地点：三島）。冬季にもほとんど積雪がない。気候区分では温暖湿潤気候にあたり、守山の植生についても四季を通して移りかわりをみることができる。



資料：国土交通省気象台（三島特別地域気象観測所データ）
昭和 60 年（1985）から平成 26 年（2014）までの 30 年間の平均値

資料：国土交通省 気象庁 HP（静岡県三島年ごとの値より抜粋）

図 2-24 月別平均気温・平均降水量、年間降水量

第二章

史跡指定等の概要

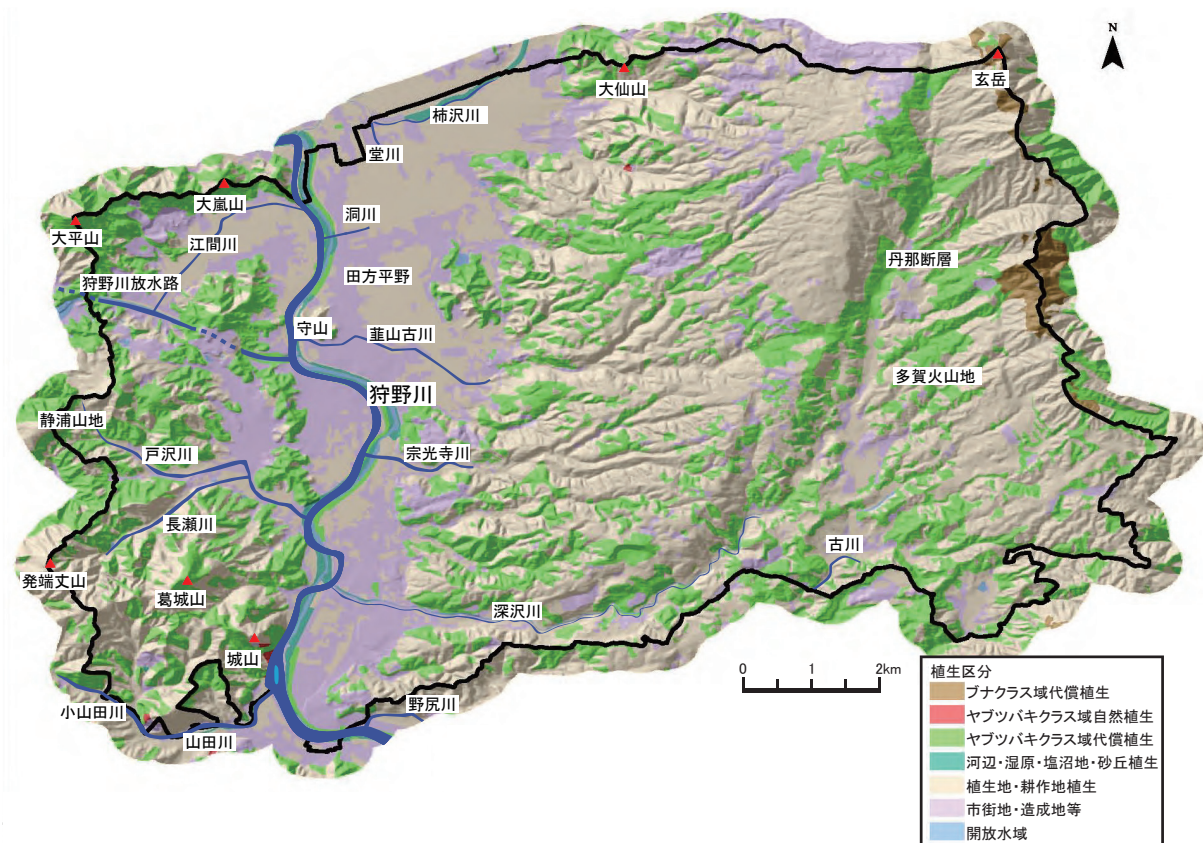


図 2 - 25 伊豆の国市における植生区分図

③植生

伊豆の国市域は、暖温帯のブナクラス域（落葉広葉樹林域）とヤブツバキクラス域（常緑広葉樹林域）の2つの植生帯に属しており、市域のほとんどが代償植生ではあるが、自然植生としてはムクノキ・エノキ群落、ヤナギ低木群落が一部残されている。

3史跡が位置する守山の植生は、アラカシ、ウバメガシからなる常緑広葉樹、クヌギ、コナラ等の落葉広葉樹からなる。ウバメガシは守山山頂、急崖地で見られ、クヌギ、コナラは人の手がはいった箇所でも広く分布する（『守山の自然環境』平成17年 葦山町教育委員会）。

④動物相

ほ乳類では、タヌキ、ハクビシン、ノネズミやモグラ類、両性類・は虫類では、モリアオガエル、アマガエル・ウシガエル、アオダイショウ・ヤマカガシ、鳥類ではカワセミ・コサギなどの水辺の鳥、山地性の野鳥が生息する。

守山に飛来する鳥類のサシバ、ハヤブサは、環境省が絶滅危惧種をまとめたレッドリスト掲載の絶滅危惧Ⅱ類（VU：絶滅の危険が増大している種）にあげられている。

⑤景観

沖積地に立地する3史跡にとって、外部から見れば守山は位置を示すランドマーク的な存在である。また、狩野川に面し、守山を囲むように位置する3史跡は、明らかに周囲を見渡す展望地点としての守山を意識した立地である。

守山標高最高地点より展望できる範囲は主に北側に開き、田方平野はもとより裾野・御殿場方面を見渡す。一方南側への視界は限定されたものになっており、北側、東側の展望を求めての占拠であったことがわかる（図2-30）。また、周辺の史跡や公園からの展望は、守山を視認できるかという意味では、ごく限られたものとなっているが、市内の公園等にビューポイントを設置することで、3史跡の位置を効果的に発信することが可能となる。



A wide-angle photograph of a landscape in Japan. In the foreground, there are residential buildings and bare trees. The middle ground shows a valley with a town and a large red oval highlighting a specific mountain peak. The background features more mountains under a cloudy sky.

— 51 —

第二章

史跡指定等の概要



③ 史跡葦山役所跡、重文江川家住宅から
東から 守山は確認できない



④ 史跡葦山反射炉から
守山をほぼ眺望できる



⑤ 石堂橋 北から
守山北麓の伝堀越御所跡を目視できる



⑥ 松原橋 北から
守山北麓の伝堀越御所跡、北条氏邸跡（円成寺跡）付近
を目視できる



⑦ 千歳橋 南から
手前は狩野川、北上すると狩野川放水路が位置する。写
真は眞珠院、守山砦付近にあたる



⑧ 葦山時代劇場（葦山文化センター）から
願成就院、伝堀越御所跡付近を眺望できる



⑨ 蛭島公園 東から
願成就院跡、伝堀越御所付近を眺望できる



⑩ 天野公園 南から
住宅地より山頂部付近のみを目視できる



⑪ 葛城山ロープウェー 南西から
史跡北条氏邸跡（円成寺跡）、眞珠院付近を目視できる
葦山城跡、葦山反射炉、富士山・駿河湾を一望できる

【守山山頂からの展望】



東からの眺望
正面は葦山城跡が眺望できるが、樹木の繁茂により手前がみえない



西からの眺望
狩野川対岸の江間付近を眺望できるが、樹木の繁茂が著しく視界が悪い

（３）歴史的調査の成果

市内には戦後の考古学黎明期に発掘調査が実施された山木遺跡（弥生時代後期から古墳時代前期）、北江間横穴群（古墳時代後期～奈良時代）をはじめ、数々の遺跡、史跡が点在する。中でも、3史跡や葦山城跡、葦山役所跡、葦山反射炉は、歴史の転換点となった重要な歴史的資産である。

指定文化財としては、国宝1件、重要文化財4件、重要有形民俗文化財1件、史跡6件を含む計13件が国指定となっており、県指定11件、市指定31件を含めると55件の指定文化財が市域に点在する。これらの文化財は、旧葦山町内（反射炉とその周辺区域、守山区域、葦山城跡区域）¹に集中する。

また、3史跡の東側には、東海道の三島を起点に、伊豆半島南端の下田に至る往還である「下田街道」が通っている。天城峠を越えて下田まで南下するルート（現在の国道136号－414号）全体が整備されたのは、近世以降であるが、三島から3史跡に至る道は、近世以前より狩野川の水運とともに交通の動脈としての役割を担っていたと考えられる。現在の国道136号より一本西側の道路が、中世の下田街道と推定される道で、この道に沿って所在している寺院は、北から成福寺、光照寺、願成就院、信光寺、そして守山南麓にある眞珠院の5か寺である。さらに、眞珠院と信光寺の間にかつて存在した満願寺が、周知の埋蔵文化財包蔵地（満願寺跡）として登録されている。そのほかにも、正確な位置は不明ながら、複数の寺院がこの地区に存在したことが『増訂豆州志稿』にみえており、政治のみならず、信仰の面でも重要な土地であったことを物語っている。

表2－17 伊豆の国市における指定文化財

種 別			国指定	県指定	市指定	計
有 形	建造物		1	1	0	2
	美術工芸品	絵画		1		1
		彫刻	1 *	5	3	9
		工芸品		2	1	3
		書籍・典籍・古文書		1	2	3
		考古資料	1	1	2	4
		歴史資料	2		7	9
民 俗	有形民俗文化財		1			1
	無形民俗文化財				4	4
記 念 物	史跡		6		10	16
	天然記念物		1		3	4
計			13	11	32	56

* 国宝

1 『伊豆の国市歴史文化基本構想』において設定された歴史文化保存活用区域

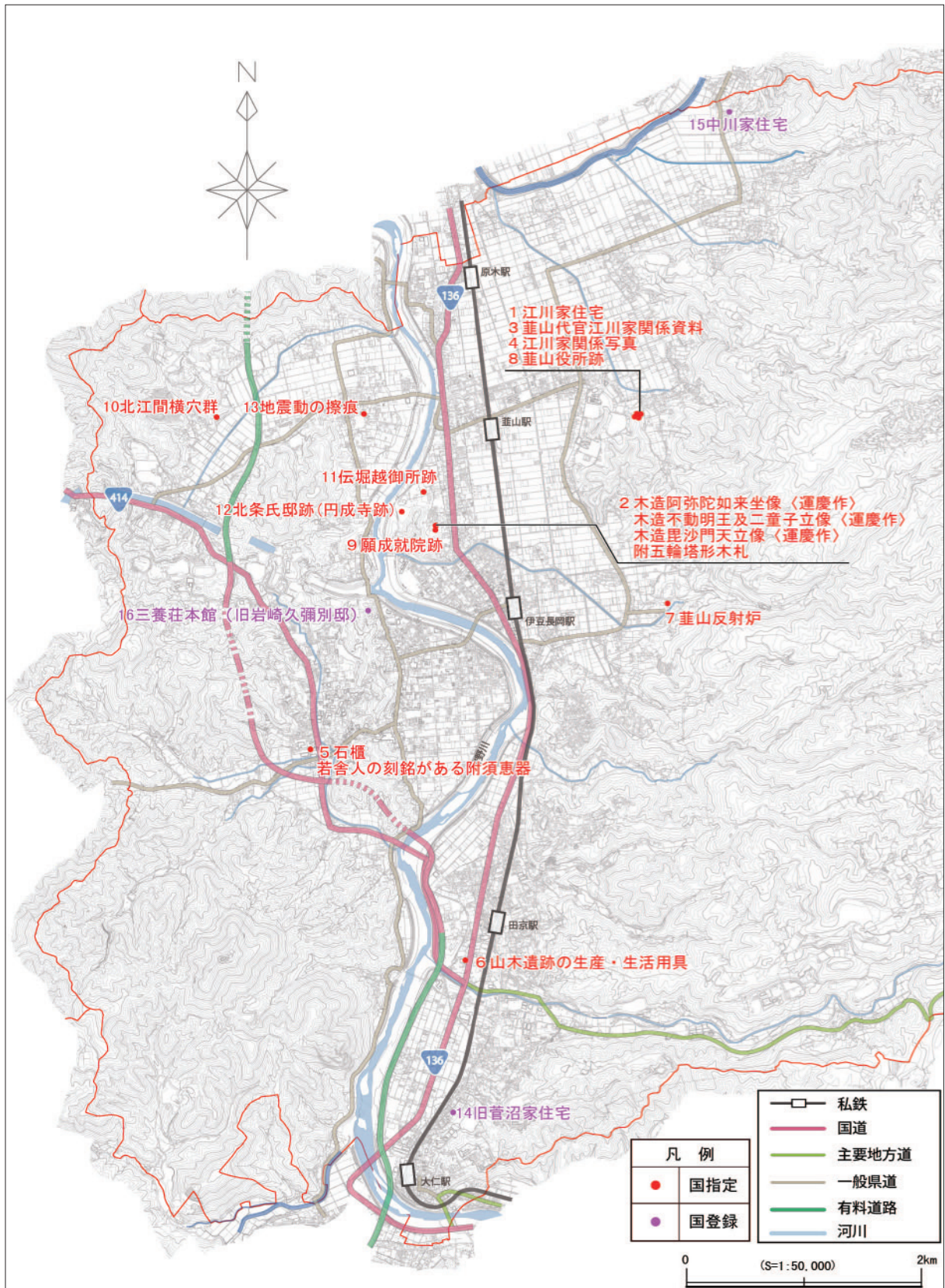


図2-27 国指定文化財位置図